

## 国民生活センターをかたる 電話やメール等にご注意ください

「国民生活センターの〇〇課の〇〇」などと、センターの職員を語るメールやハガキ、電話等に十分ご注意ください。

「〇〇の申請が必要なので…」

「〇〇金のため…」

「訴訟で〇〇するように…」



国民生活センターが、  
当センターに相談したことのない人に  
メールや電話等で、上記のように連絡を取ることは  
絶対にありません。



不審に思ったときは、  
警察や消費生活総合センターへすぐに相談を！！

消費者ホットライン …… ☎188(いやや)  
京都市消費生活総合センター  
(中京区役所内) …… ☎366-1319



高齢サポート・朱雀(京都市朱雀地域包括支援センター)

☎075(801)1384 FAX075(801)1385

